判定士新規・更新登録希望者用

※受付番号	

滋賀県被災宅地危険度判定士養成講習会
受　講　申　込　書

滋　賀　県　知　事　　様

被災宅地危険度判定制度に協力したいので、下記のとおり、被災宅地危険度判定士養成講習会の受講を申し込みます。

受講する講習会
開　催　日　時　　令和８年 12 月 21 日（月）　14 時 00 分開講
開催地（会場）　　滋賀県庁　新館７階大会議室
（大津市京町四丁目１番１号）

ふりがな 氏　名		昭和 平成	年　月　日生
居住地	〒	固定電話　（　） 携帯電話　（　）	
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ			
勤務地	名　称		
	所在地	〒	TEL　（　）

※本講習会は滋賀県内に居住又は勤務しておられる方以外は受講できません。
※勤務先名称欄には所属部課名も記入してください。
※以下の該当する欄に○を記入して下さい。

判定士資格要件

①　滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱第３条第１項第１号該当（判定士資格要件一覧表の記号ア～ク該当）	
②　滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱第３条第１項第２号該当（判定士資格要件一覧表の記号ケ該当）	
③　滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱第３条第１項第３号該当（判定士資格要件一覧表の記号コ該当）	
④　滋賀県被災宅地危険度判定士登録要綱第３条第１項第４号該当（判定士資格要件一覧表の記号サ～ス該当）	

注）下記②の更新登録に該当する方は、本欄(判定士資格要件)の記入は必要ありません。

被災宅地危険度判定士登録の新規・更新の別

①　新規登録（過去に滋賀県被災宅地危険度判定士の登録を受けた後に有効期限が失効された方を含む）	
②　更新登録（令和３年度に被災宅地危険度判定士養成講習会の登録を受け、今回の講習会受講により登録の更新を希望していただく方）	

受講申込書裏面

「被災宅地危険度判定士養成講習会申込書」記入上の注意

１　「受付番号」欄以外の全ての欄に記入してください。

２　各欄の記入手順

（１）「氏名」欄には、運転免許証等の公的な証明書で確認することができるあなたの氏名を楷書で判読できるように記入し、ふりがなを付けてください。

（２）「居住地」欄には、住民登録等の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所（通常、生活の場としている、連絡のとることができる所）を記入して下さい。「電話番号」は、最も確実に連絡がとれる番号を記入して下さい。携帯電話等は、なるべく避けるようお願いします。

（３）「勤務先」欄には、現在あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名と、その所在地を記入して下さい。「電話番号」は、「居住地」欄と同様に連絡が最も確実にとれる番号を記入して下さい。

【参考】

講習会受講後の流れ

・講習会受講後、判定士への登録を希望される場合は、所定の書類を添えて登録申請をしていただきます。(講習会終了後、会場にて登録申請書類を提出していただきます。)
※講習会受講をもって自動的に判定士登録されるものではありません。

・登録申請受理後、申請者の方へ「判定士登録証」を年度末までに交付します。